

日本 MySQL パートナー会 会則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、日本 MySQL パートナー会（以下、本会という）と称する。又英文名称を Japan MySQL Partners Association、略称を JMPA と称す。

(所在地)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区麹町3丁目5番2号 に置く。

(定義)

第3条 MySQL とは、MySQL AB 社が開発販売するデータベース及び関連プロダクトの総称をさす。

- 2 オープンソースソフトウェアとは、ソースコードが公開され、自由に活用できるプロダクトの総称をさす。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、日本における MySQL やオープンソースソフトウェアを利用したシステムやサービスの普及、啓蒙の推進などの下記条項の活動を通じて、MySQL やオープンソースソフトウェアの活用を推進し、以って、日本の IT 産業の振興に寄与することを目的とする。

- 1) MySQL やオープンソースソフトウェアの日本での情報発信
- 2) MySQL やオープンソースソフトウェアの日本での普及・啓蒙の推進
- 3) MySQL やオープンソースソフトウェアの日本における利用の促進
- 4) MySQL やオープンソースソフトウェアの技術ノウハウの調査研究及びその情報の共有と公開
- 5) MySQL やオープンソースソフトウェアを利用したシステム事例の調査研究及びその情報の共有と公開
- 6) 会員相互の情報交換及び親睦

(事業)

第5条 本会は、前条の目的達成のための事業を行う。

- 2 MySQL やオープンソースソフトウェアおよび本会の活動に関する情報発信のため専用のウェブサイトを構築運営する。
- 3 それ以外の事業については、下記に定める役員会により都度定める。

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員は MySQL やオープンソースソフトウェアに対する理解があり、本会の定める会則規約等を遵守し、第 4 条に記載される目的のために協力、協調し得る企業、法人、団体ならびに個人とする。

(会員の種類)

第7条 本会の会員は以下の種類により構成される。

1) 正会員

本会の主旨に賛同し、MySQL の普及促進に関する活動に積極的に参加する企業、法人、団体とする。正会員は、本会の定める会費規定に基づき会費を納めるものとする。また、本会の議決権を有する。

2) 賛助会員

本会の趣旨に賛同する企業、法人、団体とする。賛助会員は、本会の定める協賛金規定に基づき協賛金を納めるものとする。本会の議決権は有さない。

3) 一般会員

本会が定めた活動に参加できる、本会の趣旨に賛同する個人とする。企業、法人、団体が参加を希望する場合においても、活動に参加する担当者個人の登録とする。1 企業団体が複数の担当者を登録することを妨げない。

4) オブザーバー会員

MySQL AB 社及び MySQL 株式会社は、本会のオブザーバー会員とする。

(入会)

第8条 本会の会員になろうとするものは、会員規定にもとづく手続きを経て、以下の承認を得なければならない。

1) 正会員

所定の正会員入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2) 賛助会員

所定の賛助会員入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

3) 一般会員

所定の一般会員入会申込書を会長に提出し、役員会が定めた手続きにより承認を得なければならない。

(会費、協賛金)

- 第9条 正会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、役員会で定める会員規定に基づき会費を納めなければならない。
- 2 賛助会員は、本会の運営及び事業の実施を賛助することを目的に、役員会で定める会員規定に基づき協賛金を納めなければならない。
- 3 一般会員の会費は無償とする。

(退会)

- 第10条 それぞれの会員が退会しようとするときは、所定の退会申請書を会長に提出し、会員規定に定めるそれぞれの退会条件を満たさなければならない。

(資格喪失)

- 第11条 会員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。
- 1) 第10条の規定により退会した場合。
- 2) 禁治産者または準禁治産者の宣告を受けた場合。
- 3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合。
- 4) 第12条の規定により除名された場合。

(除名)

- 第12条 会員が次の各号の一に該当する場合は、これを除名する事ができる。なお、除名した場合には本人にこれを通知しなければならない。
- 1) 本会則に反する行為のあったとき。
- 2) 本会の名誉を損ね、もしくは本会に損害を与えるなど本会の会員としてふさわしくない行為があったもの。
- 3) 第13条の規定に違反したもの。
- 4) 第14条の禁止事項に抵触する行いをなしたとき
- 5) 本会の運営に非協力的で、運営に支障をきたすもの。

(遵守事項)

- 第13条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。
- 1) 本会の維持、発展に協力すること。
- 2) 本会の正常な運営を妨げないこと。

(禁止事項)

- 第14条 会員は、本会の活動において次の事項をおこなってはならない。
- 1) 法律に反する行為。
- 2) 公序良俗に反する行為。

- 3) 第三者に損害、不利益を与える行為。
- 4) その他本会に損害、不利益を与える行為。

(免責)

- 第15条 会員が本会の提供した情報、ソフトウェア等の利用により被った損害に対し本会は賠償の責任を負わないものとする。

第 4 章 役 員

(役員)

- 第16条 本会には次の役員を置くものとする。

- 1) 会 長 1名
 - 2) 理 事 3名以上
 - 3) 監 事 1名以上
- 2 その他役員会で必要と認めた場合には、若干名の名誉理事、顧問、相談役を置くことができる。

(選任)

- 第17条 理事及び監事は、総会において本会の正会員の中から選任する。但し、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 役員は原則として正会員の中の MySQL のパートナー企業とする
 - 3 会長は、理事の互選によって定める。

(役員 の 職務)

- 第18条 会長は本会を代表し、本会の業務を総理する。
- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
 - 3 監事は、民法第 59 条の規定に準じた職務を行う。
 - 4 監事は、本会の理事又は他の職務を兼任することができない。
 - 5 各役員が指名し役員会で承認された場合、被指名者にその職務を代行させることができる。
 - 6 役員 の 代行者 が 行う 職務 に対する 責任 は、指名 した 役員 が 負う もの と する。

(任期)

- 第19条 役員 の 任期 は 1 年 と する。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員 の 任期 は、前任者 の 残任 期間 と する。
 - 3 役員 は 任期 満了 後 といえども、後任者 が 就任 する まで は、その 職務 を 行う も

のとする。

(報酬)

第20条 役員は無報酬とする。

(設立基金)

第21条 役員となるものはその初年度に、役員会の定める設立基金を納めなければならない。

第 5 章 総 会

(総会)

第22条 総会は、正会員により構成され、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回、会計年度終了後60日以内に開催し、臨時総会は随時必要とされるときに開催する。
- 3 総会は会長が招集し、その議長となる。
- 4 正会員の2分の1以上から連名をもって、総会の目的たる事項を示して文書にて請求があったとき又は監事から文書にて請求があったときは、会長は請求を受理してから30日以内に総会を招集しなければならない。
- 5 監事は、民法第59条の規定に準じて、総会を招集することが出来る。

(総会の議決事項)

第23条 次の事項は、会員総会の議決を経なければならない。

- 1) 会則の変更
- 2) 理事、監事の選任
- 3) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- 4) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 5) 収支予算及び決算の決定
- 6) 剰余金又は損失金の処理
- 7) 本会の解散
- 8) 他の団体との合併契約の締結
- 9) その他役員会で総会の議決を必要と判断された重要な事項

(定数、議決権及び議決)

第24条 総会は、正会員の3分の2以上の出席を持って成立する。

- 2 正会員は総会において1個の議決権及び選挙権を有する
- 3 総会の議事は、出席した正会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

- 4 総会は、会長が議長となる。
- 5 総会の議決権は、委任状により、議決権を持つ他の正会員に委任することができる。委任状の提出を持って出席とみなす。

(招集)

- 第25条 総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、総会の目的である事項日時及び場所を記載し、事務局より正会員に通知しなければならない。
- 2 総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか決議することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(議事録)

- 第26条 会員総会の議事については、議事録を作成し、正会員に通知しなければならない。
- 2 議事録には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。
 - 1) 開催の日時および場所
 - 2) 正会員の総数および出席正会員の数
 - 3) 議事の経過の要領
 - 4) 議事結果

第 6 章 役員会

(設置)

- 第27条 本会に、本会の運営に関する重要な事項を決する役員会を置く。

(権能)

- 第28条 役員会は、次に挙げる事項を議決する。
- 1) 総会に付議すべき事項
 - 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - 3) 会員の入会および退会の承認
 - 4) 運営委員会の活動に関する事項
 - 5) 運営委員会に参加を希望する賛助会員の参加の承認
 - 6) 支部、分科会の設立及び解散の承認
 - 7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する議決事項

(メンバー)

- 第29条 役員会のメンバーは、役員により構成される。

(開催及び召集)

- 第30条 役員会は、役員 $\frac{3}{10}$ 以上から請求があったときに開催する。
- 2 会長は、必要に応じ、役員会を開催することができる。
 - 3 会長は、必要に応じ、役員会に関係者の出席を求めることができる。

(定数及び議決)

- 第31条 役員会は、役員 $\frac{3}{2}$ 以上の出席を持って成立する。
- 2 役員会の議事は、出席した役員 $\frac{1}{2}$ 以上を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
 - 3 役員会は、会長が議長となる。
 - 4 役員会に出席できない役員は、出席する役員に委任することができる。委任状の提出をもって出席とみなす。

第 7 章 運営委員会

(設置)

- 第32条 本会に、本会の事業を遂行するために運営委員会を置く。

(権能)

- 第33条 運営委員会は、次に挙げる事項を検討し、役員会の承認の基に遂行する。
- 1) 総会および役員会の議決した事項の執行に関する事項
 - 2) 本会の目的達成のための事業の遂行に関する事項
 - 3) その他総会および役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員)

- 第34条 運営委員会のメンバーは、運営委員と呼称し、次の区分により構成される。
- 1) 役員
 - 2) 正会員
 - 3) 運営委員会への参加を希望し役員会が承認した賛助会員
 - 4) 運営委員会が必要と認め役員会が承認した一般会員

(開催及び召集)

- 第35条 運営委員会は、運営委員 $\frac{3}{10}$ 以上から請求があったときに開催する。
- 2 会長は、必要に応じ、運営委員会を開催することができる。
 - 3 会長は、必要に応じ、運営委員会に関係者の出席を求めることができる。

(定数及び議決)

- 第36条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席を持って成立する。
- 2 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
 - 3 議長は、運営委員会に出席した運営委員の互選により決定する。
 - 4 運営委員会に出席できない運営委員は、委任状により、会長に委任することができる。委任状の提出をもって出席とみなす。

第 8 章 支 部

(支部)

- 第37条 本会の目的を達成するため、支部を設けることができる。
- 2 支部の設置および廃止は、役員会の承認を要する。
 - 3 支部の支部長は、原則として理事が務める。
 - 4 支部は原則として本会の正会員および賛助会員により構成する。
 - 5 このほか支部に関し必要な事項は、細則で定める。

第 9 章 部 会

(部会)

- 第38条 本会の目的を達成するため、部会を設けることができる。
- 2 部会の設置および廃止は、役員会の承認を要する。
 - 3 部会の長は、原則として理事が務める。
 - 4 部会は原則として本会の正会員および賛助会員により構成する。
 - 5 このほか部会に関し必要な事項は、細則で定める。

第 10 章 事 務 局

(事務局)

- 第39条 本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。
- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長は役員会の承認を得て、理事の中から会長が委嘱する。
 - 4 事務局の運営に必要な事項は役員会が定める。

第 11 章 資 産 及 び 会 計

(資産)

- 第40条 本会の資産は、次の収入をもって構成し、役員会の定めるところにより、事務局長がこれを管理する。

- 1) 設立時に本会が有する資産

- 2) 正会員からの会費
- 3) 賛助会員からの協賛金
- 4) 役員からの設立基金
- 5) 活動に付随して生じた収入
- 6) 寄付金及び寄附された資産
- 7) 資産から生じる収入
- 8) その他の収入

(事業計画及び事業年度)

- 第41条 事業の計画および予算編成は、役員会が行い、事業年度ごとに総会において議決するものとする。
- 2 事業の執行状況および決算についても前項同様とする。
 - 3 本会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月末に終了する。

(参加費)

- 第42条 本会活動に必要とされる費用のうち、参加する会員にもっぱら利益を与えるような費用(活動のための会場費用、教材のための費用、飲食に必要な費用、その他個人が支払うことが妥当と思われる費用)は、参加費として、参加会員より徴収することができる。
- 2 参加費の納入を、当該活動への参加条件とすることができる。
 - 3 参加費は、一般会員からの徴収を可とする。

(剰余金)

- 第43条 本会の収支決算に剰余金が生じた場合は、繰り越した欠損金があるときはその補填に充て、なお剰余金のあるときは総会の議決を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

第 1 2 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

- 第44条 本会則は総会において、出席者の3分の2以上の同意により変更することができる。
- 2 細則は、役員会において出席者の3分の2以上の同意により変更することができる。細則の変更は、その後に開催される直近の総会にて報告しなければならない。

(解散)

第45条 本会の解散は総会において、出席者の3分の2以上の同意がなければ、解散することはできない。

(清算人)

第46条 本会が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって正会員の中からこれを選任することができる。

(残余財産)

第47条 本会が解散した場合の残余財産は、本会与類似の目的を有する法人または団体に寄付するものとする。

第 1 3 章 補 則

(協議事項)

第48条 本会則に定めのない事項については、会員間の誠意ある協議をもって解決する。

附 則

- 1 この会則は、設立総会の開催日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成18年3月31日までとする。

付記

正会員（平成 18 年 4 月 14 日現在）（五十音順）

NEC システムテクノロジー株式会社

株式会社スマートスタイル

住商情報システム株式会社

株式会社タイムインターメディア

民法（参考）

第 59 条 監事ノ職務左ノ如シ

1. 法人ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト
2. 理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト
3. 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ総会又ハ主務官庁ニ報告スルコト
4. 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ総会ヲ招集スルコト